

第3期宗像市障害福祉計画

平成24年3月

宗 像 市

目 次

I	計画の趣旨	
1	計画の背景	2
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	6
4	計画の策定体制	6
II	本市の障害者の現状	
1	人口の状況	7
2	障害者の状況	8
III	計画の基本方針	
1	計画の基本理念	1 1
2	計画の基本的な視点	1 1
3	計画の体系	1 2
IV	施策の展開	
1	啓発・広報	1 3
2	生活支援	1 5
3	生活環境	3 2
4	教育・育成	3 6
5	雇用・就労	4 0
V	計画の推進体制	4 4
	資料	
1	宗像市障害福祉計画検討委員会設置要綱	4 5
2	宗像市保健福祉審議会規則	4 7
3	第3期宗像市障害福祉計画策定の経緯	5 0
4	宗像市保健福祉審議会 諮問書・答申書	5 1

I 計画の趣旨

1 計画の背景

(1) 障害者自立支援法の施行

障害福祉サービスの利用者の増大、サービス提供体制の地域格差、障害種別ごとのサービス格差及び障害者の地域生活移行や就労支援といった様々な課題に対応するため、平成 17 年 10 月に障害者自立支援法が制定されました。

この法律の主な特徴として“障害福祉サービスの一元化”“実施主体は市町村”“利用者負担の原則と国の財政責任の明確化”“就労支援の強化”“手続き・基準の明確化・透明化”が挙げられます。そして市町村には、「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられました。これは障害者・児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるようにその基盤整備を図り、障害者施策の一層の推進を図るための指針とするものです。

これに基づき、宗像市では平成 18 年度から平成 20 年度を第 1 期、平成 21 年度から平成 23 年度を第 2 期とした「宗像市障害福祉計画」を策定し、障害者施策の推進に努めてまいりました。

(2) 障害者制度改革をめぐる動向

平成 21 年 12 月の閣議決定により、「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置され、「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の整備を始めとする、我が国の障害者に関する制度の改革に向けての検討が始まりました。

その結果、平成 22 年 6 月の閣議において、障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を主眼とする障害者総合福祉法（仮称）を、平成 25 年 8 月の施行を目指して制定することが決定されました。

また、平成 22 年 12 月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、障害者自立支援法や児童福祉法などの改正により、利用者負担の見直しや相談支援の充実が行われることになりました。

さらに、平成 23 年 7 月には障害者基本法が改正され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重される」という理念に則り、障害者を施策の主体として位置づけるとともに、障害者に対する差別禁止と、社会的障壁の除去に関する合理的配慮義務が定められました。

なお、平成23年6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、障害者への虐待防止についての行政及び国民の責務が定められました。

本市においては、上記のような制度の変化に対応しながら、第2期計画の基本理念である「ともに働きともに暮らす共生社会づくり」の実現を目指し、相談支援体制の充実・強化、就労支援の推進、地域自立支援協議会の設置運営、個々の利用者のニーズに応じた障害福祉サービスの提供や地域生活支援事業の実施等に取り組んできました。

第2期計画の最終年度を迎え、障害者関連法制度の趣旨及び上位計画の理念、並びに第2期計画の重点施策の実施状況や、計画期間中の障害福祉サービス等の利用実績などの成果と課題を踏まえ、第3期計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

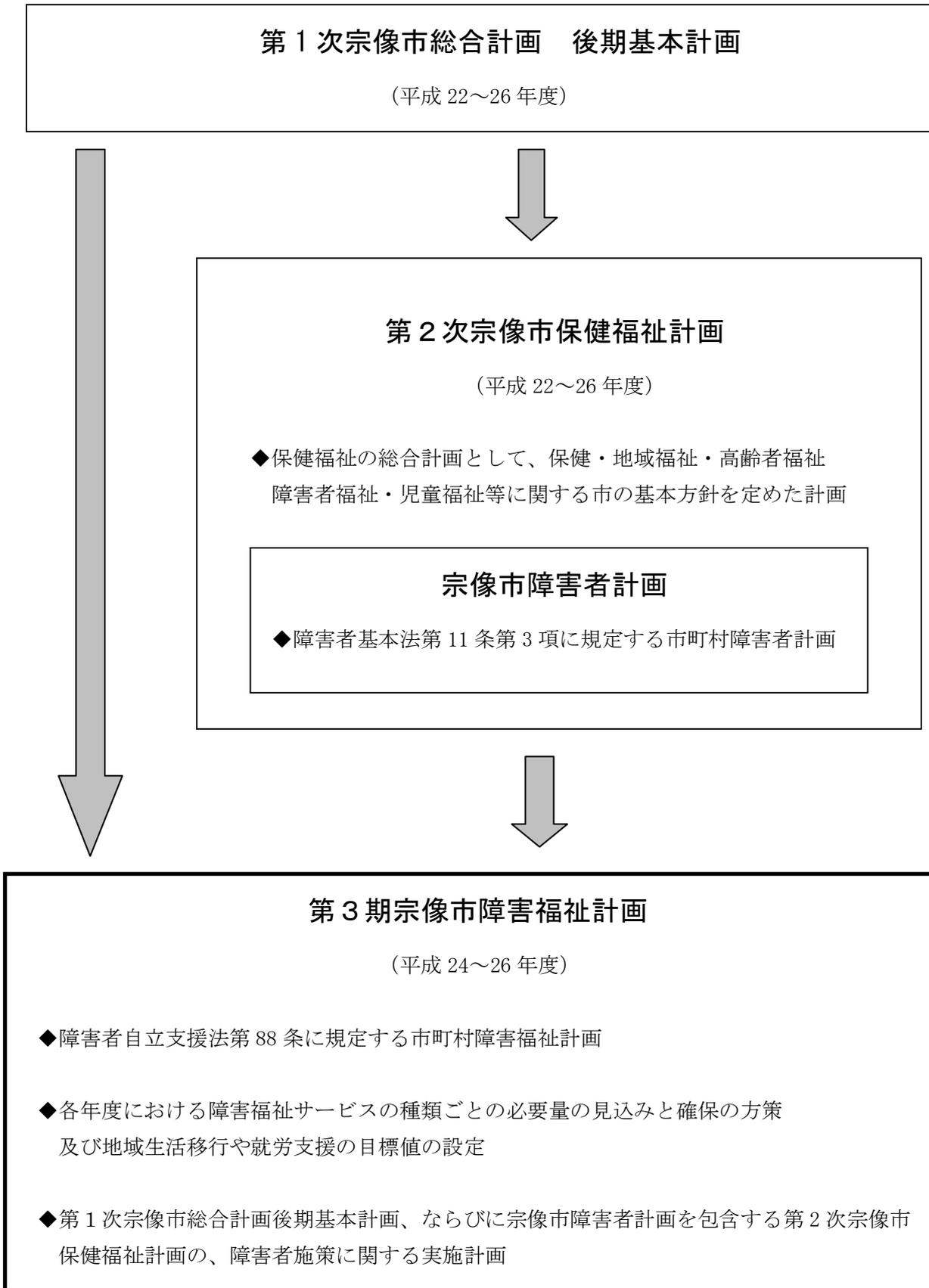
この計画は、障害者自立支援法（以下「法」という。）第 88 条に規定される「市町村障害福祉計画」にあたるものであり、国の基本指針に即して、地域生活移行や就労支援の目標値の設定と対応策及び障害福祉サービス（訪問系、日中活動系、居住系、及び就労系サービス等の法定事業）の必要な量の見込みや確保の方策、並びに地域生活支援事業（市町村が主体となり実施する事業）の実施に関する事項を定める計画です。

また、法定事項ではありませんが、児童福祉法に基づく障害児福祉サービスの実施に関する事項も盛り込みます。

(2) 市の計画との関係

この計画は、「第 1 次宗像市総合計画」をはじめ、保健福祉の総合的な計画であり、社会福祉法第 107 条の規定による「市町村地域福祉計画」と障害者基本法第 11 条第 3 項の規定による「市町村障害者計画」を包含する「第 2 次宗像市保健福祉計画」など市の関連計画の中の、障害者に関する施策についての行動計画として策定します。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

この計画は、平成 26 年度を目標とし、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年計画とします。

なお、法律の改廃・制定、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等により、必要な場合は本計画の見直しを行うものとします。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第1次宗像市総合計画	後期計画					次期計画
宗像市保健福祉計画	第2次計画					次期計画
宗像市障害福祉計画	第2期計画	本計画				次期計画

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、市内の全障害者を対象とした平成 23 年度宗像市障害者実態調査（以下「実態調査」という。）を実施し、当事者ニーズの把握・分析を行いました。また、施設・事業所に対する意見聴取等を行い、障害福祉サービス現場の現状と課題の把握に努めました。さらに、市役所内の障害者施策関係部課の事業調査を行い、全庁的に障害者施策の現状と課題の把握を行いました。

また、障害者自立支援法第 88 条第 6 項及び第 89 条第 5 項の規定により、宗像市障害者自立支援協議会への意見聴取を行いました。

これらに基づいて事務局において計画素案を作成し、当事者団体の代表者や、関係機関等で組織する「宗像市障害福祉計画検討委員会」において、その内容等について検討いただくとともに、関係者の意見の反映に努めました。

Ⅱ 本市の障害者の現状

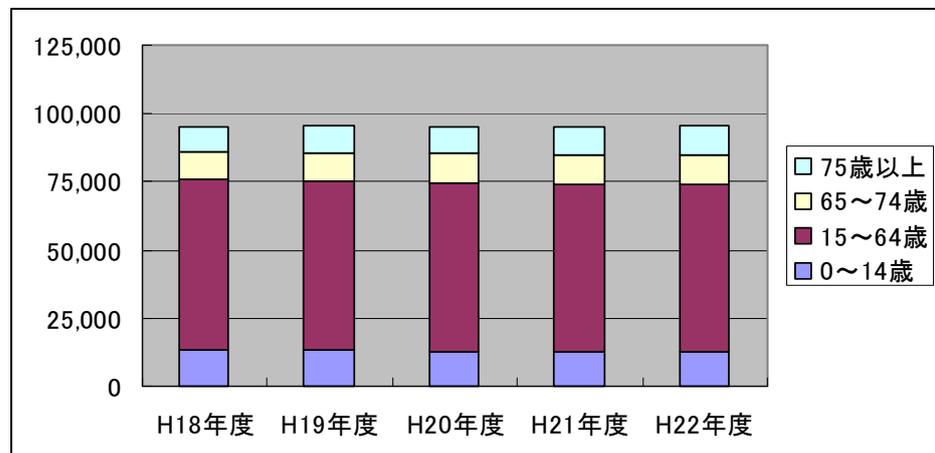
1 人口の状況

総人口は微増傾向ですが、64歳以下の人口割合は減少傾向で、逆に65歳以上の人口割合が増加しており、少子化、及び高齢化の進行が見られます。

【人口構成の推移】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
0～14歳	13,129人	13,129人	13,064人	12,988人	12,972人
	13.8%	13.8%	13.7%	13.6%	13.6%
15～64歳	62,595人	62,245人	61,421人	61,108人	61,184人
	65.8%	65.3%	64.6%	64.2%	63.9%
65～74歳	10,130人	10,317人	10,673人	10,884人	10,893人
	10.6%	10.8%	11.2%	11.4%	11.4%
75歳以上	9,284人	9,658人	10,002人	10,307人	10,685人
	9.8%	10.1%	10.5%	10.8%	11.1%
合計	95,138人	95,349人	95,160人	95,287人	95,734人

各年度末現在



2 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は過去5年間で162人増加しており、平成23年3月末現在では3,478人です。そのうち重度の障害者（1級、2級）は1,587人と全体の45.6%を占めています。

また、障害別では、肢体不自由が1,728人と一番多く、続いて腎臓や心臓等の内部障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語機能障害の順となっています。中でも内部障害は平成18～22年度間で約1.17倍と増加率が最も高くなっています。

【障害及び等級別人数】

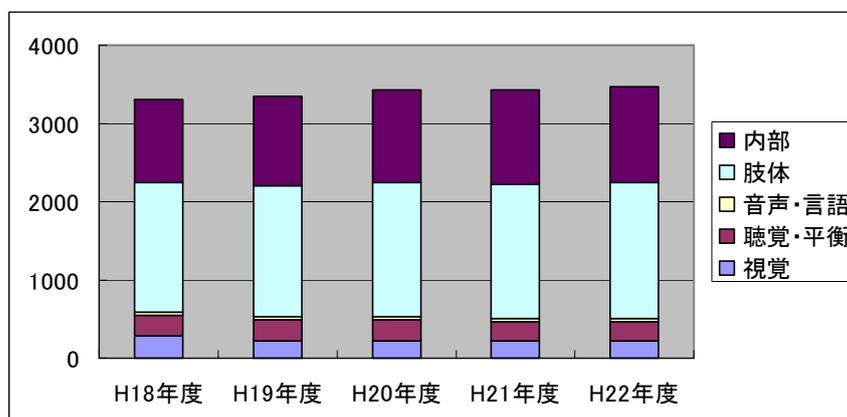
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	69	72	18	13	28	22	222
聴覚・平衡	16	66	32	38	2	92	246
音声・言語	3	3	17	19			42
肢体	340	363	308	413	191	113	1,728
内部	652	3	270	315			1,240
合計	1,080	507	645	798	221	227	3,478

平成23年3月末現在 単位：人

【手帳交付状況の推移】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
視覚	276	230	230	219	222
聴覚・平衡	276	255	260	252	246
音声・言語	45	37	39	41	42
肢体	1,655	1,692	1,717	1,711	1,728
内部	1,064	1,133	1,189	1,211	1,240
合計	3,316	3,347	3,435	3,434	3,478

各年度末現在 単位：人



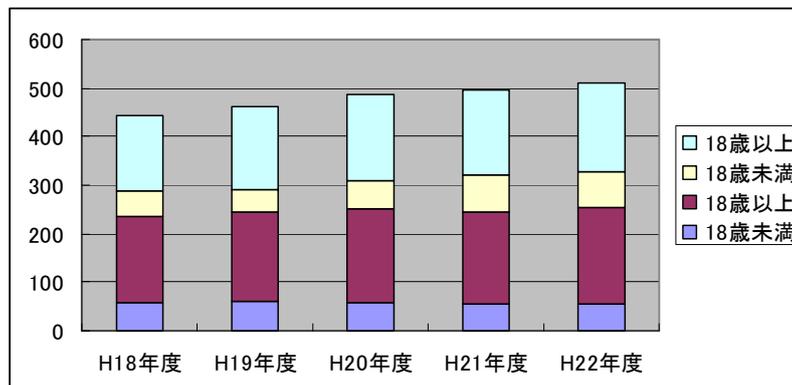
(2) 知的障害者の状況

療育手帳所持者は、年度間の変動はあるものの、概ね年間 10～20 人程度ずつ増加しています。また、療育手帳 A・B は概ね半数ずつで推移しています。

【手帳所持者数の推移】

		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
A (重度)	18 歳未満	59	60	59	55	54
	18 歳以上	178	184	192	190	200
	小計	237	244	251	245	254
B (中・軽度)	18 歳未満	52	48	59	76	73
	18 歳以上	156	170	177	176	185
	小計	208	218	236	252	258
合計		445	462	487	497	512

各年度末現在 単位：人



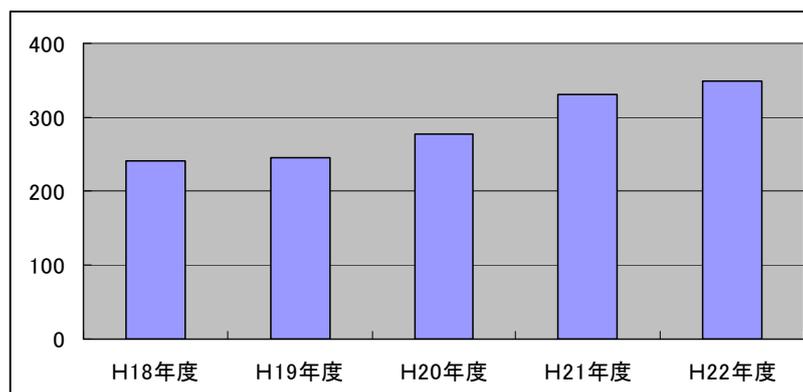
(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、過去 5 年間で 109 人と急増しています。

【手帳所持者数の推移】

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
合計	241	244	277	330	350

各年度末現在 単位：人



(4) 障害程度区分の認定状況

障害程度区分認定審査会は、宗像市と福津市の共同で設置しています。

【平成18～22年度に区分認定を行った件数（宗像市）】

	身体障害	知的障害	精神障害	合計
非該当	2	1	0	3
区分1	2	5	3	10
区分2	14	13	11	38
区分3	27	39	17	83
区分4	22	67	6	95
区分5	28	46	3	77
区分6	57	50	0	107
合計	152	221	40	413

平成23年3月末現在 単位：人

Ⅲ 計画の基本方針

1 計画の基本理念

第2期計画の基本理念を発展させ、今期計画では障害者基本法第1条の目的規定に新たに掲げられた考え方を基本理念とし、第2次宗像市保健福祉計画の障害者福祉分野でかかげられている目指す将来像を目標とします。

基本理念と目指す将来像の実現のため、障害福祉サービス等の基盤整備を通じて障害者の地域移行・地域定着や介護、就労、教育、まちづくり、文化・スポーツを始めとするすべての生活場면을支援し、住み慣れた地域の中で、障害の有無を問わずすべての市民が、ともに働きともに暮らすことができる共生社会づくりに取り組みます。

【計画の基本理念】

すべての市民が、障害の有無を問わず、基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されつつ、自立支援とあらゆる社会参加の機会を保障され、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

【目指す将来像】

住み慣れた地域で、共に支え合い、
障害のある人が自分らしく安心して暮らせるまち

2 計画の基本的な視点

基本理念の実現のために、次の5つの基本的な視点に立って計画を推進します。

①障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害のある人が、それぞれの生き方や生活の場、利用するサービスなどについて、自己決定、自己選択することを尊重し、その実現を支えることが大切です。

また意思能力が十分でない人についても、本人の立場に立った権利擁護の支援を行うことが必要です。

②障害者の就労支援

障害のある人が自立した生活を送るためには、一般就労の推進や、職業訓練、福祉的就労の場の確保などが必要です。地域での就労支援の仕組みづくりや職場の開拓などを進めていく必要があります。

③障害者の地域生活への移行・定着支援

障害のある人が病院、施設から地域生活に移行したり、家族から自立して一人暮らしを始めたりするためには、居住の場の確保とともに、障害福祉サービスの利用や日常生活の困りごと、健康管理など、生活のさまざまな問題について、いつでも相談し、支援を受けられることが必要です。

④地域ぐるみの障害者支援

障害のある人の完全な社会参加は、行政サービスの充実だけでは実現できません。生活のステージである地域社会の一員として、地域住民との相互理解や協力が必要です。地域で支え合う共生社会の実現のため、地域住民、行政、事業者、地域社会のさまざまな組織などが連携していくことが大切です。

⑤政策横断的な障害者施策の展開

障害のある人の生活は、障害福祉サービスだけで支えることはできません。教育、生活環境、文化・スポーツなど、行政のさまざまな分野で、障害のある人の利用を前提とした施策を実施することが必要です。

3 計画の体系

大項目	小項目
1 啓発・広報	(1)啓発・広報の推進
2 生活支援	(1)障害福祉サービスの充実
	(2)地域での生活基盤づくり
	(3)地域生活支援事業などの充実
	(4)相談支援体制の充実・強化
	(5)地域自立支援協議会の充実
	(6)地域で支え合う仕組みづくりの推進
	(7)余暇活動の充実
3 生活環境	(1)バリアフリー化の推進
	(2)防犯・防災における支援
4 教育・育成	(1)発達支援体制の充実
5 雇用・就労	(1)雇用・就労の推進

IV 施策の展開

1 啓発・広報

障害のある人が生活していく中で、さまざまな社会的障壁（バリア）に直面します。近年、障害とは障害のある人の問題ではなく、社会的障壁そのものであり、それを取り除いていくことがすべての人の努めであると考えられるようになりました。社会的障壁の中には、障害に対する誤解、偏見、無関心といった心理的バリアがあります。この心理的バリアはまだ根強く、障害のある人の外出への躊躇や、グループホームの開設に対する地域住民の抵抗感、地域社会や職場、学校での無配慮、いじめ、差別、ひいては障害者施策の遅れなどの原因となっています。解決には多くの時間と努力が必要ですが、真の共生社会の実現のために、すべての人々が障害に対する正しい理解や態度を身につけ、障害を誰もが持っている個性のひとつとして受け入れることが大切です。

そのために、さまざまなメディアや体験学習などを通じて、すべての市民が障害に対する正しい理解を持てるようにする必要があります。

(1) 啓発・広報の推進

(現状と課題)

市民が、障害のある人に対する正しい理解を持つうえで、広報活動は大切な役割を担っています。また障害者週間や人権週間も、重点的に啓発活動を実施するために、国によって定められています。

市では、障害者週間における街頭啓発活動や、障害福祉施設の製品販売の機会提供、市社会福祉協議会の実施する福祉教育事業の支援などに取り組んできました。

しかしながら実態調査の結果によると、障害についての理解が進んでいると感じている人の割合は3割に満たず、特に知的障害者と精神障害者における割合が少なくなっています。また、障害に対する市民の理解が進んでいないため、グループホーム・ケアホーム開設にあたっての地域住民の抵抗感や、不動産所有者が売却や賃貸をためらうなどの事象が見られ、入院、入所中の障害のある人が地域移行できない原因のひとつになっています。

共生社会の実現のためには、子どもだけでなく成人を対象とした福祉教育事業を推進する必要があります。また、障害のある人が抱える幅広い生活課題に対して、市民生活のさまざまな分野に携わる市職員の理解を高めていく必要があります。

●これまでの取り組み

- ・障害者週間における「宗像まごころ市」の開催
（※宗像まごころ市…市内の障害福祉サービス事業所により構成される宗像まごころ市運営協議会が、道の駅むなかたや市役所ロビーで毎月行っている自主製品販売会）
- ・人権週間の中での障害者週間の活動
障害福祉サービス事業所の製品配布（街頭啓発や人権問題講演会での配布）
人権問題講演会会場での障害福祉サービス事業所による自主製品販売
- ・ルックルック講座（出前講座）のメニューとして、障害者への理解をテーマとした講座を実施
- ・社会福祉協議会による学校や地域における障害への理解を深める福祉教育プログラムの実施

（施策の方向）

- ①障害者週間等に、障害者問題に絞った講演会やセミナーなどを開催します。
- ②各種のイベントなどで、障害福祉サービス事業所などの製品の展示、販売などを実施し、障害について理解してもらう機会とします。
- ③啓発事業の中で、知的障害、精神障害（発達障害・高次脳機能障害含む）についての理解を深められるようなテーマを取り上げます。また、市社会福祉協議会等が同様のテーマで福祉教育を実施できるよう支援します。
- ④市の広報紙やホームページに、障害者自立支援協議会や障害福祉サービス事業所の内容、活発に社会参加している障害のある人などの記事を定期的に掲載します。
- ⑤市職員を対象に、障害者理解や障害者への接遇、共生社会と各自の担当業務との関係などについての研修を定期的実施します。

2 生活支援

障害のある人が、「住み慣れた地域で、安心して暮らせる」ためには、それぞれのニーズを支える様々な障害福祉サービス等が提供される必要があります。

また、それらのサービスを効果的に組み合わせたり、家族や地域との関係を調整したり、病院や施設からの地域移行計画を実行したりして、障害のある人とともに考え、そのニーズを支えていく相談支援事業も大切な役割を果たしています。

しかし、障害のある人の地域生活を支えるには、障害福祉サービスだけでは十分ではありません。地域のさまざまな分野の機関や団体、企業、当事者、行政などが連携して、日常的な見守りや、地域課題の解決にあたっていくことが必要です。

(1) 障害福祉サービスの充実

(現状と課題)

◎訪問系サービス

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問による介護サービスを提供しています。

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
同行援護 (H23年10月創設)	視覚障害により移動が困難な人に、外出時の移動や、排せつ・食事、視覚的情報などの支援を行う。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

【第2期計画の実績】

項目			H21年度	H22年度	H23年度
訪問系	計画	時間	411	667	1,124
	実績		613	706	818
	計画	利用者数	26	40	60
	実績		31	32	32
居宅介護	実績 (計画)	時間	325(208)	393(464)	515(720)
重度訪問介護			288(195)	314(195)	303(390)
行動援護			0(5)	0(5)	0(10)
同行援護			平成23年12月開始のため実績なし		
重度障害者等包括支援			0(3)	0(3)	0(4)

*平成21・22年度は3月、平成23年度は9月の1か月間の実績。

*単位；時間＝月間のサービス提供時間

◎日中活動系サービス

常時介護を必要とする重度障害のある人が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう、「生活介護」や「療養介護」を提供しています。また、介護者の緊急時対応や休息への支援として「短期入所」を提供しています。

障害のある人が自立した生活を送るために必要な自立訓練のためのサービスを提供しています。

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護を行う。

【第2期計画の実績】

項 目			H21年度	H22年度	H23年度
生活介護	計画	人日	1,790	2,930	4,067
	実績		1,941	2,678	3,220
	計画	利用者数	78	128	177
	実績		95	131	159
自立訓練(機能訓練)	計画	人日	46	80	120
	実績		21	58	28
	計画	利用者数	2	4	6
	実績		1	4	2
自立訓練(生活訓練)	計画	人日	184	280	400
	実績		71	84	165
	計画	利用者数	8	14	20
	実績		4	4	8
療養介護	計画	人	1	1	2
	実績		0	0	0

短期入所	計画	人日	84	186	375
	実績		121	157	103
	計画	利用者数	20	52	105
	実績		19	24	20

*平成 21・22 年度は 3 月、平成 23 年度は 9 月の 1 か月間の実績。

居宅介護については、利用時間数は年々増加していますが、利用者数は横ばいです。今後、精神科病院や入所施設からの地域移行促進に伴って、利用者の増加が見込まれますが、居宅介護事業所の慢性的な人材不足に加え、男性従事者が少ないため、同性介護や重介護への対応が課題となっています。

行動援護については、実態調査の結果によると、知的障害者の利用希望が 2 割を超えていますが、行動障害のある人への支援経験や専門性を有するサービス提供事業所が少なく、過去の利用実績もわずかです。今後の人材育成が急がれます。

重度障害者包括支援については、対象者はいますがサービス提供事業所が市内に無く、県内でも 1 か所しかいないため利用実績はありません。現在は、複数のサービスの組み合わせで対応しています。

生活介護は、旧法施設の新体系移行にともない、第 2 期計画期間中の利用者数は大幅に増加していますが、新体系移行が完了する平成 24 年度以降は、大幅な増加は止まる見込みです。

療養介護については、対象者が児童期から継続して児童福祉法の重症心身障害児施設を利用していたため、利用実績がありませんでした。法改正により、重症心身障害児施設の利用者で 18 歳以上の人は、平成 24 年 4 月に障害者自立支援法のサービスに移行するため、療養介護が適用されるようになります。療養介護の実施には医療体制が必要なため市内には提供可能な事業所が無く、対象者は市外の事業所を利用しています。

短期入所については、喀痰吸引など常時の医療ケアを必要とする人に対応できる事業所が市内に無いため、そういった対象者は市外の事業所を利用せざるを得ない状況です。

全体的な課題としては、発達障害や高次脳機能障害、強度行動障害などへの高い専門性を持ったサービス提供事業所が少ないことが挙げられます。

(施策の方向)

- ①障害者自立支援協議会の教育機能を活用して、障害福祉サービス従事者を対象とした、発達障害や高次脳機能障害、強度行動障害や医療ケアなどについての研修を実施します。それによって事業所の力量を高め、サービス提供可能な対象者の範囲を広げるとともに、行動援護や、医療ケアの必要な利用者への短期入所などが提供できるよう支援します。
- ②医療型短期入所や療養介護など、医療体制の必要なサービスについてのニーズ調査を実施し、その結果に基づいて対応策を検討します。
- ③障害者居宅介護事業所従事者の質的、量的確保のため、障害者ヘルパーの養成の仕組みや従事者の処遇について改善するよう、国、県に働きかけます。

【第3期計画のサービス見込量】

◎訪問系サービス

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
	時間	1,090	1,590	1,890
	利用者数	58	68	77
居宅介護	時間	630	700	770
重度訪問介護	〃	340	500	700
行動援護	〃	50	60	70
同行援護	〃	70	90	110
重度障害者等包括支援	〃	0	240	240

*単位：「時間」＝1 か月間のサービス提供時間

◎日中活動系サービス

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
生活介護	人日	3,850	3,920	3,980
	利用者数	190	193	196
自立訓練(機能訓練)	人日	60	60	60
	利用者数	4	4	4
自立訓練(生活訓練)	人日	100	110	120
	利用者数	10	11	12
療養介護	人	9	10	11
短期入所	人日	150	165	180
	利用者数	50	55	60

*単位：「人日」＝1 か月間の利用者数×1 人1 月あたりの平均利用日数

(2) 地域での生活基盤づくり

(現状と課題)

◎居住系サービス

障害のある人に、自宅以外の生活の場を提供しています。

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	一般就労または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。
共同生活介護 (ケアホーム)	生活介護、就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
施設入所支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供する。

【第2期計画の実績】

項目		H21年度	H22年度	H23年度
共同生活援助等	計画	27	46	57
	実績	25	33	42
共同生活援助	実績(計画)	11(15)	18(25)	20(32)
共同生活介護	実績(計画)	14(12)	15(21)	22(25)
施設入所支援	計画	40	68	106
	実績	36	68	94

*平成21・22年度は3月、平成23年度は9月の1か月間の実績。

*単位：人＝月間の利用人数

共同生活援助・共同生活介護については、平成23年度にサービス提供事業所の新規参入もあり、確実に利用が伸びています。精神科病院や施設入所支援からの地域移行、あるいは親元からの自立の受け皿として、今後も利用者の増加が見込まれます。

しかし、障害のある人への偏見は根強く、サービス提供の場であるグループホーム・ケアホームの設置にあたっては、地域住民の抵抗感や、不動産所有者が売却や賃貸をためらうなどの事象が見られます。

また、地域での支援体制や、地域住民の偏見への不安、あるいは扶養への責任感などから、病院・施設からの地域移行や、親元からの自立について、消極的な考えを持っている家族もかなり多く見受けられます。

真の共生社会を実現するためには、障害のある人を地域から締め出そうとしたり、あるいは家族だけで抱え込んで世話をしていかなければならないと考えたりする、今の地域や家庭のあり方を、少しずつ変えていく必要があります。

(施策の方向)

- ①障害のある人の量的・質的ニーズに応じたグループホーム・ケアホームの開設について、障害福祉サービス提供事業者と協議します。
- ②市内の空き家対策の一環として、グループホーム・ケアホーム開設を希望する事業者へ空き家情報を提供します。
- ③宗像市障害者自立支援協議会の運営に、「住マイむなかた」などの住環境改善に関する団体や不動産事業者などの参画を促し、グループホーム・ケアホーム開設についての理解と協力を得るよう努めます。
- ④市の広報紙やホームページ、出前講座などを通じて、障害のある人の地域移行の理念や現状について、障害のある人とその家族、地域住民、不動産事業者などの理解を深めます。
- ⑤一般相談支援事業所へ相談支援業務を委託するなどして、精神科病院入院患者や施設入所者の地域移行・地域定着支援を実施します。
(※一般相談支援事業所：平成24年4月1日施行の改正障害者自立支援法に規定された相談支援事業所の一形態。通常の相談支援業務のほか、精神科病院入院患者や施設入所者の地域移行、地域定着支援を行う。)
- ⑥地域移行・地域定着支援の実施に際しては、宗像市障害者自立支援協議会の調整機能を活用するとともに、連携会議などを通じて保健福祉環境事務所など関係機関との連携を図ります。

【第3期計画のサービス見込量】

◎居住系サービス

項目		H24年度	H25年度	H26年度
共同生活援助等	人	51	63	71
共同生活援助	人	23	26	29
共同生活介護	人	28	37	42
施設入所支援	人	128	123	114

*単位；「人」＝1か月間の利用人員

●施設入所者の地域生活への移行目標

福祉施設に入所している障害のある人の地域生活への移行を推進するため、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割が地域生活へ移行することを目標とします。

また、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割削減することを目標とします。

平成17年10月1日時点の施設入所者数(A)	114人
平成26年度末の施設入所支援利用者数(B)	102人
【目標値①】削減見込(A-B)	12人
【目標値②】地域生活移行者数(累計)	35人
第2期計画の実績【目標値①】削減見込8人	▲5人
第2期計画の実績【目標値②】地域生活移行者数11人	18人

*「地域生活移行」とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホームやケアホーム、福祉ホーム、及び一般住宅へ移すことをいう（家庭復帰含む）。

*平成26年度末の施設入所支援利用者数には、障害児福祉施設からの移行者数は含まない。

(3) 地域生活支援事業などの充実

(現状と課題)

◎地域生活支援事業

市町村が独自に取り組む「地域生活支援事業」について、本市では以下の事業を実施しています。

1. 必須事業

サービス名	サービス内容
相談支援事業	○障害者相談支援事業 障害者等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障害者等の権利擁護のための必要な援助を行う。 ○成年後見制度利用支援事業 障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思の疎通を仲介する手話通訳等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。
日常生活用具給付等事業	重度障害者等に対し、日常生活用具の給付・貸与により日常生活の便宜や福祉の増進を図る。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

<p>地域活動 支援センター 機能強化事業</p>	<p>障害者に創作的活動や生産活動の機会提供や、社会との交流促進を行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る。本市では次のⅠ、Ⅲ型の類型を実施している。</p> <p>○地域活動支援センターⅠ型 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。</p> <p>○地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。</p> <p>○地域活動支援センターⅢ型 地域の障害者の援護対策として地域の障害者団体が実施する通所による援護事業（小規模作業所など）の実績を5年以上有し、安定的な運営が図られているものとする。自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。</p>
-----------------------------------	--

2. その他の事業

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者の地域生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供する。
日中一時支援事業	日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、障害者の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を確保する。
生活サポート事業	障害者自立支援法下の介護給付費等の支給が受けられない人に対して、ホームヘルパー等を派遣し、日常生活に関する支援や家事援助等を行う。
中途視覚障害者生活訓練事業	先天性素因、全身病、外傷等の原因による中途の視覚障害者等に対して、日常生活上必要な訓練、指導等を実施する。
障害児放課後等対策事業	放課後及び長期休暇日において障害児の日中活動の場を提供し、放課後等の障害児の健全育成及びその保護者の養育負担の軽減を図る。

◎市が単独で行っている事業

○自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者に対し、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、就労その他社会参加への促進を図る事業で、10万円を上限として助成する。

○福祉タクシー料金助成事業

重度の障害者に対し、小型タクシーの利用料金の一部を助成することにより、社会参加を促進する。助成額は1回につき初乗料金分とする。

○宗像市総合公園室内温水プール使用料助成事業

重度の障害者に対し、総合公園室内温水プールの使用料を助成することにより、社会参加を促進する。助成額は使用料の半額とする。

障害者相談支援事業については、「宗像市障害者生活支援センター」と「地域活動支援センターみどり」に委託して実施しています。「支援センター」は3障害、「みどり」は精神障害者専門の相談事業所として、相互に補完、連携を図りながら相談事業にあたっています。

成年後見制度利用支援事業については、実施体制は整っていますが、利用実績はありません。平成24年度からは、基幹的相談支援事業所として位置づけられる宗像市障害者生活支援センターに業務委託して実施します。

日常生活用具給付事業については、品目や基準額が実状に合わなくなっているものがあります。

地域活動支援センター機能強化事業については、Ⅰ型を「地域活動支援センターみどり」の専門的相談支援の強化として位置づけ委託しています。Ⅲ型については、「宗像コスモス会」が実施しています。

全体として、サービスによっては利用が少ないものもあります。

(施策の方向)

- ①地域生活支援事業および市の単独事業の各サービスについて、現在のニーズを調査し、充実、改善に努めます。
- ②地域生活支援事業および市の単独事業の各サービス内容について、市の広報やホームページ、ガイドブックなどにより周知を図ります。

(4) 相談支援体制の充実・強化

(現状と課題)

【第2期計画の実績】

◎相談支援

(単位：人)

項目		H21年度	H22年度	H23年度
サービス 利用計画作成	計画	1	15	45
	実績	0	0	0

サービス利用計画作成は、平成23年度までは、対象者要件が単身で重度障害であることなど、非常に限定されていたことから、利用実績はありませんでした。法改正により、平成24年4月からは、障害福祉サービスの全利用者が対象となるため、相談支援体制の強化が必要です。

現在、市の地域生活支援事業として、指定相談支援事業者である「宗像市障害者生活支援センター」(全障害対応)、「地域活動支援センター みどり」(精神障害対応)に委託して、相談支援事業を実施しています。

平成24年4月からは、自立支援法における相談支援事業の体系が、「サービス利用支援」・「継続サービス利用支援」を含む「計画相談支援」を行う「指定特定相談支援事業者」と、「地域移行支援」・「地域定着支援」を含む「地域相談支援」を行う「指定一般相談支援事業者」に再編、強化されます。また、障害児の通所サービスに関する相談支援事業は児童福祉法に位置づけられ、「障害児支援利用援助」・「継続障害児支援利用援助」を含む「障害児相談支援」を実施する「障害児相談支援事業者」が創設されます。そのため、それぞれの法律の指定を受けた相談支援事業者の確保が必要になります。

さらに、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務と成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、困難事例への支援、相談支援事業者への助言や人材育成など、相談支援事業者のバックアップを行う「基幹相談支援センター」が創設されます。

一方、平成23年に制定された障害者虐待防止法に基づき、平成24年10月から市虐待防止センターを設置し、虐待防止等に関する業務を開始することになっています。

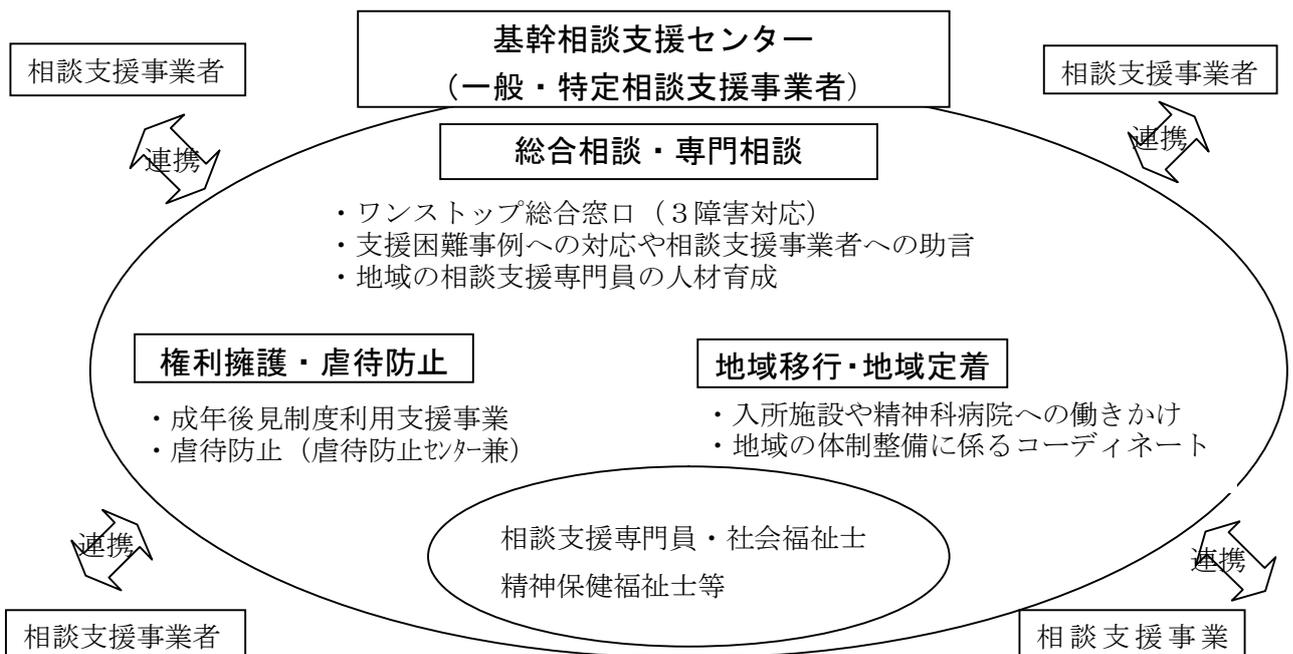
現在、市の障害者・障害児福祉行政を担当する福祉課障害者福祉係には、職員として保健師が1名配置されており、発達支援センターには保健師が2名配置されていますが、いずれにも社会福祉専門職は配置されていないため、社会福祉に関する専門性向上のための方策が必要です。

※平成24年4月からの相談支援体系

指定特定相談支援事業者（市町村長指定）
<ul style="list-style-type: none"> ○計画相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ○基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）

指定一般相談支援事業者（都道府県知事指定）
<ul style="list-style-type: none"> ○地域相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等） ・地域定着支援（24時間の相談支援体制等） ○基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）

障害児相談支援事業者（市町村長指定）
<ul style="list-style-type: none"> ○障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助



(施策の方向)

- ①宗像市障害者生活支援センターを、基幹相談支援センター及び宗像市虐待防止センターとして位置づけ、市内の指定相談支援事業者の支援をはじめ、地域移行・地域定着支援、成年後見制度利用支援事業や虐待防止などについての機能を強化します。また、指定相談支援事業者が、サービス利用支援や継続サービス利用支援を、効果的に実施することができるよう技術的支援を行います。
- ②対応可能な、すべての障害福祉サービス提供事業所等を、特定相談支援事業者・児童相談支援事業者として指定します。また、一般相談支援事業者としての指定を受けるよう推奨します。それによって利用者が、自分の障害の特性やニーズに応じた相談支援事業者を選択することができるようになります。
- ③市の障害者・障害児福祉行政担当職員が各種専門研修を受講することにより、市の障害者・障害児福祉行政の社会福祉に関する専門性を高めます。
また、市の障害者・障害児福祉行政担当職員として、社会福祉士、精神保健福祉士など社会福祉専門職の配置の必要性について検討します。

【第3期計画のサービス見込量】

◎相談支援

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
計画相談支援	計画(人)	100	300	500

(5) 地域自立支援協議会の充実

(現状と課題)

平成 22 年度に、宗像市障害者自立支援協議会を発足しました。この協議会は、障害当事者団体、障害福祉サービス提供事業所、雇用・就労分野、教育分野、行政などの各機関、団体によって構成され、互いに対等な立場で、地域の障害のある人の支援に関してそれぞれの役割を果たしつつ、連携して地域課題を解決していくことを目的としています。

協議会には専門部会として生活部会と就労部会を設置し、さらにその中に個別の課題について調査・研究を行い解決を図っていくためのワーキンググループを設けています。

現在、就労の仕組みづくりや関係者のネットワークづくり、研修などについてのワーキンググループが活動していますが、今後、地域移行や障害児支援、権利擁護、虐待防止、生活環境など、さまざまな地域課題に向けてのさらなる活動強化と、障害者関係機関・団体の連携が求められています。

●これまでの取り組み

・全体会

当事者団体、障害福祉サービス事業所、雇用・就労分野、教育分野、行政の代表者により構成

年 2 回程度開催

・専門部会

生活部会・就労部会

それぞれ月 1 回程度開催（ワーキンググループの会議を含む）

・事務局会議

市福祉課障害者福祉係と宗像市障害者生活支援センターの共同設置

月 1 回開催

(施策の方向)

①障害者自立支援協議会の調整機能を活用して、実務者によるネットワーク会議を定期的で開催することにより、障害者関係機関・団体の連携を図るとともに、研修などによる支援体制の強化を図ります。

②地域移行や障害児支援、権利擁護、虐待防止、生活環境などのワーキンググループを立ち上げて、さまざまな地域課題解決を推進します。

(6) 地域で支え合う仕組みづくりの推進

(現状と課題)

21世紀は地域福祉の時代と言われています。行政によるいわゆる「公助」だけでは、障害のある人の生活全体を支えることはできません。障害のある人を地域全体で支える「共助」の仕組みが必要です。

現在、各地域でコミュニティ運営協議会、民生委員児童委員、福祉会、ボランティア団体などによる、高齢者等の見守り、相談支援活動が展開されています。しかし、内容としては高齢者や児童を対象としたものが大半を占めているのが現状です。各団体の活動も、それぞれが単独で行っていることが多く、地域におけるチームとして連携が取れているところは少ないようです。

また、地域での活動を進めていく中で、行政の持っている個人情報の提供を求められることがあります。本人の同意なしに提供することは難しく、地域での支援活動推進上の課題になっています。

(施策の方向)

- ①地域で活動する諸団体に対し、障害のある人の抱える課題などについての研修を行い、地域で支えあう体制づくりを推進します。
- ②地域での障害者支援団体相互の連携を図ることができるよう、各団体についての情報提供を行います。また、今後の連携体制構築の手法について検討します。
- ③地域で障害のある人への見守りや相談支援を行う団体への、要支援者情報の提供のあり方について検討します。
- ④災害時要援護者支援制度などを活用しながら、地域での日常の見守り体制の構築を図ります。

(7) 余暇活動の充実

(現状と課題)

余暇活動は、私たちの生活の質を高めてくれるものであり、障害の有無を問わずすべての人にその機会が保障されることが必要です。

現在、市内ではさまざまな生涯学習プログラムが行われ、障害のある人が参加しているものもあります。また、ボランティアグループによる余暇活動支援も行われています。相談支援事業の中でも、余暇活動に関する相談支援を行っています。地域活動支援センターも、余暇活動の場や居場所として、重要な役割を果たしています。

しかし、実態調査によると、約7割の人が地域の行事やスポーツ、文化活動にほとんど参加したことが無いという結果が出ています。障害のある人が生涯学習プログラムにさらに積極的に参加できるよう、参加希望者や講座指導者の意識の高まりや受け入れ体制の整備が必要です。

また、施設に入所している人が、施設外の活動に参加する機会が少ないため、ボランティアや地域の力を生かした何らかの支援策が必要です。

就労している人や、昼間のみ障害福祉サービスを利用している人については、土曜日、日曜日や平日の帰宅後の活動の場の確保や、文化、スポーツ、レクリエーション活動への参加機会の充実が望まれます。

●これまでの取り組み

- ・市民学習ネットワークやコミュニティ・センターなどの生涯学習講座への障害のある人の受け入れ
- ・余暇活動ボランティアによる支援
- ・相談支援事業所による余暇活動に関する相談支援、ピアサポート事業
- ・地域活動支援センターにおける居場所づくり

(施策の方向)

- ①各種生涯学習講座や余暇活動などへの参加希望者と、講座指導者や余暇活動ボランティア団体などからの相談に応じて、障害のある人の各種講座や活動への参加、受け入れを支援します。
- ②各種生涯学習講座の指導者などが、障害のある人への理解を深めるための研修を実施し、講座への受け入れ体制を取ることができるよう支援します。
- ③余暇活動ボランティアや当事者活動の育成、活動支援を行います。
- ④地域活動支援センターでの居場所づくり活動が、さらに利用者のニーズに応えるものとなるよう検討します。

⑤施設入所者の余暇活動への参加支援策について検討します。

3 生活環境

「障害のある人はもとより高齢者、妊産婦、子ども等にとって住みよいまち、すべての市民にとって住みよいまちである」との認識のもとに、誰もが安心して生活できるまちづくりを推進することが大切です。

そのためには、障害のある人等への配慮を福祉サービスのみの役割として考えるのではなく、行政の各部署や民間事業者が、障害のある人等の利用を前提とした生活環境の整備を進めるという共通認識のもとに、建築物、道路、交通機関等における物理的な社会的障壁の除去に努めることが大切です。

それによって、障害の有無を問わず、すべての人に自由な移動と社会参加の機会が平等に保障されていくこととなります。

また、災害時の情報伝達や避難支援、消費者被害などの防止においても、障害のある人への配慮が必要です。

(1) バリアフリー化の推進

(現状と課題)

公共交通機関を対象とする「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）と、デパートや旅客施設などのバリアフリー化を目指す「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）が統合され、平成 18 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という）が制定されました。

市では、バリアフリー新法と「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人等の移動や活動が容易なまちづくりを進めています。

また、バリアフリー新法等制定前の建築物や道路、公園などについても、改築、改修時に、バリアフリー新法等に基づいたバリアフリー化を行っています。

実態調査によると、「障害者にやさしいまちづくり（商業施設・交通機関・道路等の改善）の推進」を求めている人の割合は約 3 割となっており、「外出時の困難」「外出できない理由」としても、「歩道・道路や建物の段差」「ひと休みする場所がない」といった事項を挙げている人の割合が 1～2 割程度となっています。その他、視覚障害者用の音声信号機や障害者用駐車場・トイレの増設などを求める声も挙がっており、今後、障害のある人等の移動や活動が容易なまちづくりを、民間の公共的施設も含めて総合的、計画的に推進する必要があります。

●これまでの取り組み

- ・国県のバリアフリー関連法や県条例制定に基づき、新設される公共建築物、道路、公園はバリアフリー設計となっています。バリアフリーでない既存の公共建築物、道路、公園については、改築、改修時にバリアフリー化しています。
- ・「ふれあいバス」については、平成 23 年度に全車を低床ノンステップバスに更新しました。
- ・コミュニティバスの運行にあたり、一部路線で必要に応じて車いす対応タクシーによるサービス提供を行っています。
- ・大島航路の旅客船更新時にバリアフリーの船舶を導入しました。
- ・JR赤間駅、東郷駅についてはエレベーターの設置などによりバリアフリー化を完了しました。
- ・市営住宅については車いす利用者専用住宅を 2 戸設置しています。建て替えの際は 1 階部分をバリアフリー設計に、2 階以上も身体障害者や高齢者の利用に配慮した設計にしています。
- ・市内 8 か所の公共施設にオストメイト対応トイレを設置しました。

(施策の方向)

- ①新設の公共建築物や道路、公園などについては、今後もバリアフリー新法や福岡県福祉のまちづくり条例に基づいてバリアフリー設計とします。
- ②既存の公共建築物や道路、公園などについては、改築、改修時にバリアフリー化を行います。
- ③JR教育大前駅のエレベーターと多機能トイレの新設について、建設費の一部を助成し、平成 24 年度中の完成を支援します。
- ④市営住宅建て替え時に、必要に応じて車いす利用者専用住宅を整備していきます。
- ⑤オストメイト対応トイレの設置など、法律で定められてはいないが、公共施設の新設、改修時などにおける配慮が望ましいものについて、整備していくよう努めます。
- ⑥民間の公共的施設も含めた、障害のある人等の移動や活動が容易なまちづくりについて、総合的、計画的に推進する具体的な方策について検討します。

(2) 防災・防犯における支援体制の整備

(現状と課題)

市では、宗像市緊急情報伝達システムや、地上デジタル波のデータ放送により、FAX、携帯メール、テレビなどの複数のメディアを通して、聴覚に障害のある人も含め、より多くの市民に災害・避難情報を届けられる体制を作っています。

新たに創設された災害時要援護者支援制度では、障害のある人や高齢者など、災害時の情報伝達や避難誘導に支援の必要な住民に対する、地域での見守り体制の構築を目指していますが、参加する自治会はまだ2割程度にとどまっています。

また、実態調査によると、回答者の約半数が、「障害を地域の人に知られたくない」「人に迷惑をかけたくない」といった理由で、災害時要援護者支援制度への登録を希望していません。その一方、多くの回答者が「避難所までの移動手段」「災害状況・避難勧告などの情報の入手方法」「病院・施設の確保」「他の避難者の障害への理解」などが必要だと考えています。

今後、各自治会関係者と地域住民及び災害時に支援の必要な対象者に、災害時要援護者支援制度の周知を行うとともに、制度の活用を促していく必要があります。福祉避難所の確保や、避難施設のバリアフリー化など、障害のある人が安心して避難生活を送るための方策も必要です。

消費者被害については、宗像市消費生活センターがその予防や解決支援を行っていますが、知的障害者、精神障害者を中心に、多重債務、悪質商法などの被害が発生しています。障害のある人や障害者支援関係者への消費者被害などの情報提供や関係者による見守りによって、被害を未然に防ぐとともに、被害発生時に適切な解決支援を行うことが必要です。

●これまでの取り組み

- ・宗像市緊急情報伝達システムと、地上デジタル波のデータ放送による災害・避難情報の提供を開始しました。
- ・災害時要援護者支援制度を創設し、運用を開始しました。

協定締結自治会数：143 自治会中 31 要援護者支援台帳登録者数：1,138 人
(平成 23 年 10 月末現在)

- ・市やコミュニティの広報、ホームページなどを通じて障害のある人に関する消費者被害の情報を提供しました。
- ・宗像市消費生活センターでは、障害のある人の消費者被害についての相談支援に取り組むとともに、民生委員児童委員や、精神障害者相談支援関係者などに対する研修を行いました。

(施策の方向)

- ①地域での説明会などにより、災害時要援護者支援制度の周知に努めるとともに、対象者への登録を呼びかけることにより、協定締結自治会と要援護者支援台帳登録者の増加を図ります。
- ②災害時要援護者支援制度に、住民情報や地図情報と連携した管理システムを導入し、要援護者台帳の正確性の確保、更新作業の効率化を図るとともに、個別支援避難プランの作成に着手します。
- ③福祉避難所の設置について、市内の福祉施設と協議を行います。
- ④市役所内外の障害者支援関係者を含む、消費者被害防止のネットワークを形成し、連携会議や研修会を開催します。

4 教育・育成

障害のある児童の療育・教育については、児童ひとりひとりのニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、将来の自立や社会参加の実現に向けた支援を行う必要があります。

また、共生社会の実現のために、障害の有無を問わず、地域や学校で子どもたちがともに育っていけるような環境を整えることも大切です。

(1) 発達支援体制の充実

(現状と課題)

●児童デイサービス

サービス名	サービス内容
児童 デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。

【第2期計画の実績】

項 目		H21 年度	H22 年度	H23 年度
児童デイサービス	計画	240	360	480
	実績			
	計画	20	30	40
	実績			
	利用者数	87	105	96

*平成21・22年度は3月、平成23年度は9月の1か月間の実績。

*単位；時間＝月間のサービス提供時間

●発達支援センター総合相談実績

項 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
窓口	20件	66件	48件
電話	441件	687件	625件
発達相談(面談)	412件(延)	411件(延)	536件(延) 158回実施
発達検査	109件	160件	135件
心理相談	-	86件	81件
発達診査	19件	15件	6件
合計	892件	1425件	1431件

障害のある児童にできるだけ早期に適切な相談支援、診断、療育を行うことは、望ましい成長発達を図るうえで著しい効果があります。

市では、妊産婦・新生児訪問、子育て相談、たんぽぽルームなどの子育て支援教室や乳幼児健康診査事業などを通じて、発達に支援が必要な乳幼児や障害のある乳幼児への、早期の相談支援に努めています。

また、宗像市発達支援センターを設置し、発達に支援が必要な中学生までの児童の相談や、支援に必要な連絡調整、市内の保育所・幼稚園への巡回相談による支援などを行っています。

現在、宗像市発達支援センターは市の児童発達支援部門に属していますが、障害のある児童への支援は障害者福祉部門、特別支援教育部門でも実施されているため、支援の総合性、継続性、一貫性が損なわれないよう部門間の連携を図る必要があります。

また、児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月に障害児相談支援、保育所等訪問支援が創設されるため、宗像市発達支援センターを含む、市内の障害児相談支援機能の強化を図る必要があります。

市の療育施設としては、宗像市障害児通園施設のぞみ園（以下、「のぞみ園」という。）があり、就学前の児童を対象として、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスを実施してきましたが、法改正により児童デイサービスは廃止され、平成 24 年 4 月からは児童福祉法に基づく児童発達支援に移行します。のぞみ園では現在、発達障害のある児童や、発達障害が疑われる児童の利用が多くなっており一方で、身体障害や知的障害のある児童の利用は少なくなっており、中には市外の施設を利用しているケースも少なくありません。身近なところで質の高い療育を受けられるよう、身体障害や知的障害も含めた専門性の向上が課題となっています。

また、医療ケアの必要な重症心身障害児等の療育機関が市内にないため、市外の施設を利用せざるを得ない状況になっています。

障害のある学齢期の児童については、障害児放課後等対策事業（げんきっこくらぶ ほっぷ）を河東小学校の余裕教室に設置して、放課後や休日、長期休暇中の一時預かりを行っています。児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月に創設される放課後等児童デイサービスへの移行を検討する必要があります。

一方、市内の保育所や幼稚園、学童保育所でも障害のある児童を受け入れており、市では受入数に応じた助成や指導員の加配などにより、保育体制などの環境整備を支援しています。

児童の地域活動としては、各コミュニティで取り組んでいる居場所づくりなどの交流・体験活動や、子ども会活動などがありますが、障害のある児童の参加促進について支援する必要があります。

市内の各小・中学校では、特別支援教育の対象者が年々増加しているため、今後の学級増設や施設整備が課題となっています。

また、障害のある児童に対する個別の支援については、各小・中学校と、県の児童相談所や市の児童発達支援部門や障害福祉部門との連携を、さらに強化する必要があります。

●これまでの取り組み

- ・妊産婦・新生児訪問、子育て相談、子育て支援教室、乳幼児健康診査事業
- ・宗像市障害児通園施設のぞみ園運営事業
- ・宗像市発達支援センター設置運営
- ・障害児放課後等対策事業（げんきっこくらぶ ほっぷ）
- ・保育所や幼稚園における障害児保育への助成や技術的支援
- ・学童保育所における障害児受け入れに対する職員の加配
- ・市内小・中学校の特別支援教育の実施（個別の教育支援計画の策定、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーター・特別支援教育支援員の配置、校内研修及び教育委員会の研修の実施、就学相談における専門家の活用、就学指導委員会・巡回相談の開催、通級指導教室を中央中学校・自由ヶ丘小学校に設置、教育委員会への教育相談員の配置、学校施設のバリアフリー化）

（施策の方向）

- ① 宗像市発達支援センターを含め、市内の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所を、可能な限り児童福祉法の障害児相談支援事業所として指定し、相談支援機能の充実を図ります。
- ② 宗像市障害児通園施設のぞみ園で、より質の高い療育サービスを提供できるよう、現任職員の研修を行うとともに、利用者のニーズに応じた療育体制の強化を図ります。
- ③ 医療ケアが必要な重症心身障害児などの療育施設の設置について、県や、宗像医師会などの医療団体と協議を行います。
- ④ 障害児放課後等対策事業を、児童福祉法の放課後等児童デイサービスに移行し、就学児に対する療育機能の強化を図ります。
- ⑤ 児童福祉法に創設される保育所等訪問支援の実施を検討します。
- ⑥ 特別支援教育対象児童の増加に対応し、特別支援教育支援員の増員を行います。また、小・中学校の特別支援学級等の増設や施設整備を検討します。
- ⑦ 連携会議などを通して、市の児童発達支援部門、障害福祉部門、及び市と県の特別支援教育部門の相互連携を強化し、障害のある児童への支援が、成人期まで一貫して切れ目なく行われるための方策を検討し、実施します。
- ⑧ コミュニティで取り組まれている子どもの居場所づくりなどの交流・体験活動や子ども会活動などの関係者と協議し、障害のある児童の参加を促進します。

5 雇用・就労

雇用・就労は、障害のある人が経済的自立を果たすとともに、地域でいきいきと生活していくための重要な柱です。

働くことを希望する障害のある人がその能力を発揮し、就労を通じた社会参加を実現できるよう、障害の種別や程度など、それぞれの障害の特性に応じた就労支援を行うことが必要です。

また、障害者雇用についての、事業主に対する啓発や、制度に関する情報提供、技術的支援などを行うことも必要です。

障害者就業・生活支援センターを中心として、公共職業安定所、障害者職業センター、事業主、障害福祉サービス事業所、障害者相談支援事業所などがチームを組んで、地域の障害者雇用の仕組みづくりを行うことによって、障害者雇用を推進することが必要です。

また、障害福祉サービス事業所での福祉的就労における工賃アップのため、商品開発や販路の拡大についての支援を行うとともに、一般就労への移行を支援することも必要です。

(1) 雇用・就労の推進

(現状と課題)

本市では例年、市内の事業主や、障害のある人とその家族などを対象とした雇用セミナーを開催し、障害者雇用についての啓発を行ってきました。

平成 22 年度に宗像市障害者自立支援協議会を創設すると同時に、同協議会に、障害のある人の就労についての課題を解決するための就労部会を設置しました。

また、平成 23 年 4 月には、宗像市・福津市障害福祉圏域を事業範囲とする、障害者就業・生活支援センター「はまゆう」が開設されました。

現在、市障害者自立支援協議会において、障害者就業・生活支援センター「はまゆう」を中心とする就労支援の仕組みづくりに取り組んでいますが、障害者雇用や職場実習の受け入れに積極的に取り組む事業主はまだ少なく、一般就労の推進には多くの課題があります。

また、市内の障害福祉サービス事業所利用者の工賃アップのため、商品開発や販路の確保などについての支援を行ってきましたが、今後もさらなる工賃水準の改善に向けた支援が必要です。

なお、市役所では障害者法定雇用率を達成していますが、今後も職場実習の受け入れなどを通して、障害のある人の就労を支援していく必要があります。

●就労系サービス

障害のある人の就労移行・継続のための支援サービスを提供します。

サービス名	サービス内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供する。
就労継続支援 (B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。B型では、企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人を対象とする。

【第2期計画の実績】

項 目		H21年度	H22年度	H23年度
就労移行支援	計画	529	644	768
	実績			
	計画	23	28	34
	実績			
就労継続支援(A型)	計画	0	69	115
	実績			
	計画	0	3	5
	実績			
就労継続支援(B型)	計画	1,748	1,794	1,955
	実績			
	計画	76	78	85
	実績			

*平成21・22年度は3月、平成23年度は9月の1か月間の実績。

●これまでの取り組み

- ・宗像市障害者自立支援協議会就労部会の設置
- ・宗像まごころ市の開催や市役所内福祉売店「ハートループ」の開設による障害福祉サービス事業所製品の販売支援
- ・地元の特産品開発における就労支援事業者への商品開発や販路拡大の支援
- ・「わくわくワーク」など早期のキャリア教育の実施

(施策の方向)

- ①宗像市障害者自立支援協議会就労部会において、障害者就業・生活支援センター「はまゆう」を核とする、地域を挙げての就労支援の仕組みづくりを行います。
- ②雇用セミナーなどの研修や市の広報紙、ホームページなどを活用して、市民、事業主、障害のある人やその家族の障害者雇用への理解促進を図ります。
- ③障害者就業・生活支援センター「はまゆう」に市内の就労支援事業所などの職場実習先情報を集約、活用することにより、より効果的な職場実習体制を構築します。
- ④市内での障害者雇用と職場実習の推進について、市商工会などの事業主団体と、協議します。
- ⑤障害のある人の、市役所での職場実習受け入れを検討します。また市の業務について、可能なものは障害福祉サービス事業所などへ発注するよう努めます。
- ⑥農業分野での障害者の就労について研究を行います。
- ⑦農業を導入しようとする障害福祉サービス事業所などへ、耕作放棄地などの情報を提供します。
- ⑧市役所内福祉売店や宗像まごころ市への支援を通じて、障害福祉サービス事業所製品の販売支援を行います。
- ⑨特産品開発企画等において、障害福祉サービス事業所などによる商品の開発や販路の拡大などについての支援を行います。

【第3期計画のサービス見込量】

◎就労系サービス

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
就労移行支援	人日	380	399	418
	利用者数	20	21	22
就労継続支援(A型)	人日	140	160	180
	利用者数	7	8	9
就労継続支援(B型)	人日	1,785	1,870	1,955
	利用者数	105	110	115

●福祉施設から一般就労への移行目標

福祉施設から一般就労への移行を推進するため、平成 26 年度中の福祉施設利用者から一般就労への移行者数を、平成 17 年度の移行実績の 4 倍以上とすることを目標とします。

平成 17 年度中の一般就労移行者数	0 人
第 3 期計画の目標値(平成 26 年度中の一般就労移行者数)	4 人
第 2 期計画の目標値(平成 23 年度中の一般就労移行者数)	8 人
(参考)平成 22 年度中の達成数	4 人

* 「一般就労への移行者」とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援 A 型及び福祉工場の利用者となった者は除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

V 計画の推進体制

本計画の確実な実施を図るため、毎年度、達成状況の点検・評価を行います。

点検・評価の結果は、市の障害者施策に当事者などの意見を反映させるため、障害当事者、地域団体、障害者施策分野の事業関係者等からなる、宗像市障害者自立支援協議会に報告します。それに対する同協議会の意見・提言等を踏まえ、その後の計画推進に反映させます。

また、個別の施策の実施にあたっては、当事者や関係者の意見を求め、反映させるよう努めます。

1 宗像市障害福祉計画検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく宗像市障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)作成のため、宗像市障害福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、福祉計画作成のための調査研究を行い、福祉計画を作成し、市長へ提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる関係分野・団体の代表者等とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年11月1日から平成24年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、宗像市福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

【別表】

宗像市障害福祉計画検討委員会委員

区 分	所属・役職	氏 名	備 考
当事者(身体)	宗像市身体障害者 福祉協会会長	山田 芳久	
当事者(知的)	福岡県知的障害者相談員	橋本 由美	
当事者(精神)	特定非営利活動法人 宗像コスモス会 副理事長	山下 恵美子	
事業所	社会福祉法人宗像福祉会 むなかた苑施設長	高原 幸子	副委員長
事業所	社会福祉法人宗像会 くすの木園施設長	村山 佳生	
精神医療	医療法人光風会 宗像病院 院長	長谷川 浩二	委員長
療育	福岡療育支援センター いちばん星センター長	堤 孝子	
地域	宗像市地区福祉会 連絡協議会 会長	立花 清二	
	宗像市社会福祉協議会 福祉企画課長	森 眞一	
就労	障害者就業・生活支援センター はまゆうセンター長	上田 浩司	
相談事業所	宗像市障害者生活支援センター 相談支援専門員	津島 俊一郎	

2 宗像市保健福祉審議会規則

平成15年4月1日

規則第45号

改正 平成16年1月30日規則第1号

平成16年12月28日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業関係者
- (2) 介護保険事業関係者
- (3) 保健事業関係者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市民代表

(平16規則1・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に所属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、委員互選による部会長を置く。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部保健福祉政策課において処理する。

(平16規則37・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年1月30日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この規則の施行後、平成17年8月31日までの間に、新たに委嘱される委員の任期については、改正後の宗像市保健福祉審議会規則第3条の規定にかかわらず、現に在任する委員の残任期間とする。

附 則 (平成16年12月28日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

【別表】

宗像市保健福祉審議会委員

(任期：平成23年12月1日～平成25年11月30日)

	氏名	公職名
会長	鬼崎 信好	福岡県立大学理事
副会長	岡山 昌裕	社会福祉法人 宗像会 理事長
委員	石津 朝子	宗像市福祉ボランティア活動連絡協議会 会長
〃	小川 久美子	宗像市あゆみの会会員
〃	郷司 正和	公募市民
〃	古屋敷 弘美	宗像歯科医師会長
〃	柴田 和典	宗像・遠賀保健福祉環境事務所保健監
〃	中村 一平	水光会総合リハ・フィットネスセンター 統括部長
〃	鍋山 玲子	宗像市保育協会会長（西海保育園園長）
〃	西崎 緑	福岡教育大学教授
〃	橋本 良子	宗像市食生活改善推進会会長
〃	増田 公香	日本赤十字九州国際看護大学教授
〃	松本 信義	宗像市民生委員児童委員協議会会長
〃	山根 勲	宗像医師会副会長
〃	吉田 靖生	宗像市社会福祉協議会事務局長

3 第3期宗像市障害福祉計画策定の経緯

- 平成23年 9月22日～10月7日 障害者実態調査の実施
- 10月13日 宗像市保健福祉審議会
第3期宗像市障害福祉計画の策定について
- 11月17日 第1回宗像市障害福祉計画検討委員会
障害福祉計画骨子案について
- 11月14日～11月30日 障害福祉サービス事業所ヒアリングの実施
- 11月30日 宗像市障害者自立支援協議会
障害福祉計画素案について
- 12月15日 第2回宗像市障害福祉計画検討委員会
第1回委員会の検討事項確認について
障害福祉計画原案について
パブリックコメントについて
- 12月20日 パブリックコメント（平成24年1月19日まで）
- 12月22日 宗像市保健福祉審議会
障害福祉計画策定の進捗状況について
- 平成24年 1月27日 第3回宗像市障害福祉計画検討委員会
パブリックコメントの回答について
障害福祉計画最終案について
- 2月16日 宗像市保健福祉審議会
障害福祉計画案の諮問
- 3月 7日 宗像市保健福祉審議会
障害福祉計画案の答申

4 宗像市保健福祉審議会 諮問書・答申書

(1) 諮問書

23宗福第 2601号
平成24年 2月16日

宗像市保健福祉審議会
会長 鬼崎 信好 様

宗像市長 谷井 博美

第3期宗像市障害福祉計画（案）について（諮問）

宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）第2条の規定により、
下記のとおり諮問します。

記

1 第3期宗像市障害福祉計画（案）について

(2) 答申書

平成24年3月7日

宗像市長 谷井博美様
(健康福祉部 福祉課)

宗像市保健福祉審議会
会長 鬼崎信好

第3期宗像市障害福祉計画(案)について(答申)

平成24年2月16日付け23宗福第2601号をもって諮問のあった標記計画について審議を行いましたので、下記のとおり答申いたします。

記

第3期宗像市障害福祉計画(案)は適正なものであると認めます。
なお、承認の理由については、次のとおりです。

(承認理由)

第3期宗像市障害福祉計画(案)は、障害者自立支援法第88条に規定された市町村障害福祉計画にあたる計画であり、平成24年度から平成26年度までの本市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する必要な事項等を定めた計画です。

この計画(案)は、市の所管課により原案を検討し、当事者団体代表や障害福祉サービス事業従事者等で構成された宗像市障害福祉計画検討委員会において、3回の審議を経て策定されたものであり、その内容は、上位計画である宗像市保健福祉計画の基本理念を踏襲し、障害者自立支援法の趣旨を踏まえた適正なものであると認めます。

なお、計画の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、適正な実施に努められますよう要望いたします。

第3期宗像市障害福祉計画

発行年月 平成24年3月

発行 宗像市健康福祉部福祉課

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

電話 0940-36-3135

<http://www.city.munakata.fukuoka.jp>